

地方分権改革推進WT 中間報告書（概要）

I 地方の負担となっている計画策定の実態調査

1 調査・分析結果

(1) 1次調査結果

- 法令等によって地方に策定が求められている計画について、具体的な支障事例や課題等について調査を実施した。
- 調査対象の計画のうち、3割を超える計画について、何らかの支障や課題等を感じ、見直しを求める意見があり、中でも「策定に多大な人役や予算を要する」との意見が半数近くを占めた。

【何らかの支障や課題を感じ、見直しを求める回答の割合】

- ・都道府県が策定主体の計画……296 計画のうち 107 計画(36.1%)
- ・市町村が策定主体の計画……221 計画のうち 83 計画(37.6%)

【具体的な回答例】

< 国土強靱化地域計画 >

- ・計画の理念は理解できるものの、総合計画や地域防災計画にも包含される部分が多い
- ・計画策定が、国交付金等の重点配分等の要件とされており、実質的に策定を義務付けられている 等

< 都道府県障害福祉計画、都道府県障害児福祉計画、都道府県障害者計画 >

- ・3計画で同じ内容を記載している部分も多く、類似する計画となっている
- ・市町村も同様の計画策定が義務付けられているが、市町村計画との整合性確保に苦慮している 等

- 法令上は国が定めることとなっているにも関わらず、実質的に都道府県が策定しており、負担を感じているといった事例（国定公園に係る公園計画、特定第三種漁港に係る特定漁港漁場整備事業計画）もあった。

(2) 2次調査結果

①計画策定に要したコスト調査

- 1次調査において、「多大な人役や予算を要する」との回答が多かった計画を抽出して、計画策定に要したコスト（事業費及び人件費）を調査した。
- 事業費としては、検討委員会の開催経費や各種調査費に、人件費として、他県状況調査や過去の災害記録調査、専門家への意見聴取、検討委員会の開催、計画案の作成、関係機関との協議などに多大なコストが生じていることが明らかとなった。

< 各府県回答の平均値 >

	事業費	人件費	合計
国土強靱化地域計画	6,098 千円(40.6%)	8,932 千円(59.4%)	15,030 千円
港湾計画	166,553 千円(86.4%)	26,133 千円(13.6%)	192,686 千円
温室効果ガス排出削減等実行計画	5,969 千円(35.9%)	10,657 千円(64.1%)	16,626 千円

②複数の計画を一体的に策定している事例の調査

- 法律で一体のものとして作成することとされている「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」は、全ての構成府県が一体的に策定していた。また、次世代育成に係る「行動計画」も、全ての構成府県が「子ども・子育て支援事業支援計画」をはじめとする各種計画と一体的に策定していた。
- その他にも、一体的に策定している事例が多くあった（女性活躍推進計画、母子家庭等及び寡婦自立促進計画、地域気候変動適応計画、温室効果ガス排出削減等実行計画など）。

2 調査・分析結果を踏まえた具体的な取組

- 1次調査により洗い出した計画策定に関する支障事例等を踏まえ、各構成府県において、令和3年提案募集への積極的な提案を実施することとした。
- また、地方分権推進特別委員会の構成都道府県に対しても、1次調査結果等を情報提供し、同様の対応を依頼した。

Ⅲ 地方分権改革の視点から直面している課題の調査・分析

1 広域連合制度や広域行政について

- 関西広域連合は、広域行政の責任主体として着実に実績を積み上げてきたが、更に成果を積み重ね、国の事務・権限の受け皿になり得る能力を示し、その存在感を発揮していくことで、地方分権の推進を先導していくことを期待するとともに、その他の都道府県域を超えた連携についても、広域で実施する連携事業を更に具体化し、複雑化・多様化する課題に適切に対応し、持続的かつ効果的な行政サービスの提供を行っていききたいとの意見があった。

2 上書き権に関する意見交換

- 地方分権改革の現状や提案募集だけでは機動的な見直しが行えないなどの課題を踏まえ、条例による「上書き権」を導入し、全国一律ではなく、地方の独自基準を選択肢として増やすことで、地方の実情に応じた施策の実施が可能になるのではないかとの意見が示された。
- 一方で、上書き権については、憲法上の問題からハードルが高いと考えられるため、地方分権改革を進める戦略としては、計画策定の見直しや国の立法過程に地方が参画する仕組みの導入などを求めていくべきといった意見や、「全国知事会 憲法における地方自治の在り方検討WT報告書」において取りまとめられた憲法改正草案の内容を踏まえ、慎重に検討を進めるべきといった意見も示された。
- 加えて、政令で算定方法が定められている公営住宅の家賃等の基準を対象として、当該基準が地方独自に設定できるようになった場合に想定されるメリット・デメリットや想定される課題・懸念などについて事例研究を行った。

Ⅳ 今後の取組

- 「地方の負担となっている計画策定の実態調査」については、令和3年の提案募集において、提案を受けた個々の計画等の見直しの議論が今後進められる予定である。当該見直しの議論も踏まえ、本WTとしても引き続き調査・分析を進めていく。
- 内閣府において、計画策定と同様に、「施設・公物に対する設置管理基準（従うべき基準など）」に関する条項整理が今後行われる予定であるため、検討テーマのうち『「従うべき基準」をはじめとする過剰過密な法令体系の調査・分析』については、当該条項整理の動きも踏まえつつ、具体的な支障事例等の調査・分析を今後進めていく。

【参考】地方分権改革推進WTについて ※全国知事会地方分権推進特別委員会の下に設置(令和2年12月～)
＜趣旨及び目的＞「地方分権改革の推進に向けた研究会」報告書において、「従うべき基準」の原則「参酌基準化」をはじめとした自治立法権の拡充・強化や、地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直しなどの方向が示されたことを踏まえ、その他の地方分権改革の視点から直面している課題を含め、国へ具体的に問題提起するための基となる現状や課題等について、調査・分析を行う。
＜構成員＞ 参加を希望する30府県の担当課長で構成